

## 今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性

平成26年3月31日  
中央教育審議会大学分科会  
法科大学院特別委員会

本特別委員会として、平成25年7月に行われた政府の法曹養成制度関係閣僚会議決定を踏まえ、今後、法科大学院教育の改善・充実に向けた検討を行うに当たり、以下のような基本的な方向性を前提に、所要の施策を可能なものから直ちに推進するとともに、更に検討を深めるべき事項を整理し、引き続き議論していくこととする。

- ・ これは、「点による選抜」から「プロセスによる養成」へという司法制度改革の基本理念の下、法曹養成の中核的な教育機関として法科大学院が位置付けられていることを踏まえ、法科大学院教育の改善・充実方策をまとめるものであること。
- ・ 今後の法曹有資格者の活動領域や法曹人口の在り方とともに、法曹養成制度の在り方として「法曹養成課程における経済的支援」、「法科大学院」、「司法試験」、「司法修習」について政府全体の議論を前提にすること。
- ・ このうち、法科大学院については、法学又は法学以外の様々な学部教育を受けた者を対象に、社会が求める高度専門職業人として必要な法知識の修得に加え、創造的な思考力、事実に即して具体的な法的問題を解決していくために必要な法的分析能力等の育成、法曹としての責任感や倫理観の涵養等に向けて、プロセスとしての法曹養成の中核的な教育機関として大学院レベルの教育をより充実した形で提供できるよう、その改善・充実を図ること。
- ・ 具体的には、今後目指すべき法科大学院の姿を念頭に置きながら、入学定員・実入学者数の動向や司法試験の合格状況などの現状分析を踏まえ、規模の適正化、教育の質の向上、優れた先導的な取組を行う法科大学院の支援に加え、法曹養成に必要な時間的コストの軽減、実務基礎教育の充実、継続教育の充実、職域拡大への貢献など、総合的な検討を行うこと。
- ・ なお、法曹養成制度関係閣僚会議決定等に記載されている公的支援の見直しの更なる強化策の具体化を通じた組織見直しの促進（認証評価の抜本的見直しを含む。）や共通到達度確認試験（仮称）の試行に向けた準備、法学未修者に対する教育の充実などについては、「組織見直し促進に関する検討ワーキング・グループ」及び「共通到達度確認試験等に関する検討ワーキング・グループ」の調査検討経過報告（別添1及び別添2）を踏まえ、文部科学省及び大学において速やかに取り組むこと。

### 1. 今後目指すべき法科大学院の姿について

- (1) 現行制度を基本とした、法科大学院を中核的機関とする安定的な法曹養成制度の確立を目指す

法科大学院は、法曹養成の中核的な教育機関として大学院に置かれており、法科大学院生が大学院入学前に、学部段階の教育あるいは社会での実務経験を通して人間的な成熟や幅広い教養を身に付け、各学問分野における一定の専門基礎教育を受けていることを前提としている。

また、法科大学院は、法廷活動のみに限らず、企業、公務、地域の様々な場において多様な貢献ができる存在としての法曹を養成することを目指し、法律基本科目や法律実務基礎科目のみならず、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目を含む多様な教育課程を編成しており、その教育を通じて、専門的な法知識の修得はもとより、社会で実際に生じる様々な問題に対処するための創造的な思考力や法的分析能力、説得・交渉に要する法的議論の能力等の育成の面においても、法曹養成を担う唯一の教育機関として一定の成果を挙げてきている。

さらに、法科大学院は、幅広い領域で活躍できる法曹として必要な能力の育成を目指して教育を行っていることから、その教育課程を修了し、法務博士（専門職）の学位を取得した者は、司法試験を受験しない又は司法試験に合格しない場合、あるいは、司法試験に合格した後、司法修習を経ない場合でも、高い法的素養を備えた人材として多様な活躍の可能性がある。

- ・ このような法科大学院の役割やこれまでの成果について積極的に情報を発信し、男女を問わずより多くの有為な人材が法曹を志望し、プロセス養成の途に進むよう導くことを目指すべきである。
- ・ その一方で、課題が深刻で、法科大学院としての本来の役割を果たし得ていない法科大学院については、その抜本的な改革のため、当面、公的支援の見直しの強化策をはじめとした「運用上の取組の徹底」を通じ、法科大学院の組織見直しに向けて自主的・自律的な経営判断を促すとともに、教育の質の向上に迅速に取り組むよう強く求めることとする。

## (2) 今後目指すべき「規模」の在り方を提示

- ・ 法科大学院全体でこれまで司法試験合格者を相当数輩出してきた事実（平成25年司法試験までに15,078人）を踏まえ、組織見直しWGより経過報告された通り、公的支援の見直しの強化策や連合・連携、改組転換等の取組を通じて、法科大学院全体の入学定員について当面3,000人程度を目途に見直しを促進することとする。この目標値については、現在、政府全体で議論されている法曹人口の在り方の検討結果が出た場合は、それを踏まえて見直すものとする。
- ・ 改善状況調査WGのこれまでの調査結果報告で指摘されているように、入学者数が著しく少ない法科大学院については、授業の在り方や教育効果、その他学生の学修環境としての適切性に対する懸念が示されているため、入学定員の適正な規模の在り方に関する検討を行う。その際、地域適正配置や夜間開講といった特性にも配慮する。

## (3) 今後目指すべき「教育方法・内容」の在り方を提示

- ・ プロセスとしての法曹養成の中核的な教育機関である法科大学院の教育の質保証を行う観点から、司法試験合格状況の改善はもとより、修了生が社会の様々な分野において活躍できるようにすることを目指し、法科大学院の教育課程においてこれまで以上に充実した教育を行うことで、学生が安心して学修に取り組める環境を構築するための取組を推進する。

## 2. 今後検討すべき改善・充実方策について

### (1) 優れた先導的取組の推進を通じた法科大学院教育の充実方策の提示

- ・ 司法制度改革において志向されていた法学未修者教育の充実、国際化への対応、法曹の職域拡大、企業や自治体等と連携した就職支援など、優れた先導的な取組を促進するための方策を推進する。

### (2) 法科大学院の規模の適正化に関する改善方策の提示

- ・ 公的支援の見直しの強化策などを活用し、課題が深刻な法科大学院について、連携・連合、改組転換を促すとともに、「適格認定の厳格化」などにより、認証評価結果に応じた組織見直しの促進を図る。
- ・ 政府全体での検討の結果として提示されるであろう法曹人口についての考え方を踏まえ、法科大学院の総定員の在り方や法的措置を含めた組織見直しの更なる促進方策の在り方を整理する。

### (3) 法科大学院教育の質の向上に関する改善方策の提示

- ・ 共通到達度確認試験（仮称）の基本設計・試行を行うとともに、共通的な到達目標モデルを活用した教育課程編成の徹底等を図る。
- ・ 法学未修者に対する教育については、社会人や法学以外の学部出身者など多様なバックグラウンドを持った人材を法曹に育てるという本来の趣旨にのっとり、法律基本科目をより重点的に学べる仕組みの具体化をはじめ、より効果的な教育課程の在り方について検討する。
- ・ 法学未修者の教育課程を含め、学部段階でも法学を学んだ者が法科大学院入学生の多数を占めるものの、法科大学院における教育の前提としての学修が不十分である者が少なくないことから、学部段階における法学教育の在り方も含め、その改善方策を総合的に検討する。
- ・ さらに、法学未修者と法学既修者との間で、学修の状況や司法試験合格状況に差が生じている実態を踏まえ、3年を標準とする教育課程と法学既修者につき2年に短縮される教育課程からなる現行制度の合理性・適切性等についても、中長期的な課題として検証・検討する。
- ・ 研究者教員と実務家教員とが緊密に連携した授業等を提供するとともに、各法科大学院の実情に応じたエクスターンシップやリーガルクリニック等の積極的な実施を促すことなどを通じ、企業法務を含め実務の現場で役立つような教育内容の充実を図る。
- ・ 法科大学院における充実した教育を安定的・継続的に支える研究者教員の養成を強化・充実させる具体的方策を速やかに策定・実施するとともに、実務家教員のFD活動などによる法律実務基礎教育の充実や、研究者教員と実務家教員の割合の在り方の検討などを含め、法科大学院における教員体制の充実を図る。
- ・ 学生に対する教育上の効果を考慮した各法科大学院の適正な規模の在り方について検討する。
- ・ 進路指導体制の充実等をはじめ、学生の希望や適性を踏まえた法曹以外の法律関係専門職や企業法務、公務部門などの多様な進路への的確な対応を検討する。

- ・ 時間的コスト軽減も視野に入れて、法学部教育との連携の在り方を検討する。

#### (4) 法科大学院認証評価に関する改善方策の提示

- ・ 法科大学院に対する認証評価が形式的な評価に陥らず、法科大学院として求められる成果を挙げられていない場合にはそれらを厳格に評価し、教育の改善に向けた取組などをより実質的かつ適切に評価できるようにするため、評価期間、基準、評価方法等の見直しを行う。

#### (5) 法科大学院の教育力を活用した継続教育の充実方策の提示

- ・ 展開・先端科目群の授業への積極的受入れや法科大学院教育のノウハウを活用した研修機会等の提供、それへの協力など、法科大学院による法曹有資格者に対する継続教育機能の充実を図る。

### 3. 法曹養成制度改革全体との関係について

#### (1) 司法試験・司法修習との関係

- ・ 上記検討事項で提示した法科大学院の教育の改善・充実に向けた方策について今後更に検討を深めるとともに、政府全体で行われつつある法曹養成制度改革全体との関係において、プロセスとしての法曹養成が真に機能するよう、法科大学院の立場から司法試験・司法修習との有機的な連携の在り方について引き続き検討する。

#### (2) 司法試験予備試験との関係

- ・ 司法試験予備試験については、本特別委員会として、法科大学院修了生と同等の学識・能力を有するかどうかを判定するものとして適切に機能しているかを注視する。また、試験という「点」のみによる選抜ではなく「プロセス」により質量ともに豊かな法曹を養成するという司法制度改革の基本的な理念を踏まえつつ、司法試験予備試験が法曹養成プロセスの中核的な教育機関である法科大学院における教育に与える影響や、更にはそのプロセス全体に及ぼす影響を、例えば、法科大学院在学生在が予備試験を目指すことによる法科大学院における授業欠席や、休学・退学の動向、学生の学修・履修の仕方等への影響のみならず、学部在學生をはじめ法科大学院志願者への影響なども含め速やかに把握・分析し、政府全体の取組に資するようにする。

## 組織見直し促進に関する調査検討経過報告

平成25年11月22日  
中央教育審議会大学分科会  
法科大学院特別委員会  
組織見直し促進に関する  
検討ワーキング・グループ

### 目次

I 組織見直しを促進するための具体的方策について	2
II 認証評価の抜本的見直しの具体的方策について	3
III 連合・連携、改組転換の促進の具体的方策について	5
IV 組織見直しを促進するため必要な措置の検討に関する課題の整理	6
法科大学院の組織見直し促進に関する答申・報告等（抜粋）	7
参考資料集	13
調査検討経過	39
委員名簿等	40

# I 組織見直しを促進するための具体的方策について

## 1. 基本的考え方

- 法科大学院は、法曹養成のための教育を行うことを目的とし、その修了者に司法試験の受験資格が付与されていることに鑑み、課題が深刻で改善の見込みのない法科大学院は、自らの責任で早急に組織の抜本的な見直しを行うべきである。
- 文部科学省は、法科大学院の組織見直しに当たり、大学教育の特性を踏まえ、大学の自主性・自律性を尊重しつつ、その抜本的な見直しを加速させる必要がある。

## 2. 組織見直しを促進するための具体的方策

### (1) 方向性

- 法曹養成制度関係閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）決定（平成 25 年 7 月 16 日）を踏まえ、公的支援の見直しの強化策により、入学定員の適正化を含む抜本的な組織見直しを加速する必要がある。
- その際、閣僚会議決定の前提となる法曹養成制度検討会議（以下「検討会議」という。）の取りまとめ（平成 25 年 6 月 26 日）では、司法試験の年間合格者数の数値目標が今後の検討事項とされ、現状では設定されていないが、今後の法科大学院の統廃合や定員の在り方については、まずは、法科大学院が全体としてこれまで司法試験合格者を相当数輩出してきた事実を踏まえて検討すべきであるとされているところである。
- 以上を踏まえ、現在の司法試験合格者の数が、司法試験委員会において、法曹になるうとする者に必要な学識・能力を有しているかどうかという観点から適正に判定された結果であることを前提に、
  - ① 法科大学院には、その修了者のうち相当程度（例えば約 7～8 割）が司法試験に合格できるよう充実した教育を行うことが求められていること、
  - ② 法科大学院において厳格な成績判定・修了認定を行い、それを認証評価を通じて担保すること、
  - ③ 政府として、今後、法曹有資格者の活動領域の拡大を推進する方向にあること、
  - ④ 法科大学院への実入学者数が約 2,700 人弱（平成 25 年 4 月 1 日現在）となっていること

などを総合的に勘案し、平成 25 年 4 月 1 日現在 4,261 人となっている入学定員について、3,000 人程度を当面の目途として見直しを促進することには合理性があると考えられる。

- なお、課題が深刻で改善の見込みのない法科大学院については、連合・連携、改組転換、組織廃止など抜本的な組織見直しを促進する必要がある。

### (2) 具体的な促進策

- 上記（1）の方向性の実現に向けて、まずは、これまで取り組んできた組織見直し促

進方策や既存の制度を最大限活用するため、その見直し・強化を検討することが必要である。

○ このため、具体的には、次に掲げる三つの改善方策に取り組むこととすべきである。

### ① 公的支援の抜本的な見直し

閣僚会議決定を踏まえ、公的支援の見直しの更なる強化策の着実な実施を通じ、全法科大学院を対象に、入学定員の見直しなど抜本的な組織見直しの加速が必要である。(※別紙参考資料を参照)

### ② 認証評価の抜本的な見直し

教育研究活動の水準向上を重視する認証評価の現状について、適格認定の在り方の改善が求められていることから、評価基準や評価方法、組織見直しとの関連付けの在り方について抜本的な見直しを行うことが必要である。(※後掲Ⅱに詳述)

### ③ 連合・連携、改組転換の促進

上記①及び②の施策を通じて、既設の法科大学院が組織見直しを行うことで移行していく具体的な組織形態の類型を示すことにより、組織見直しを促進する必要がある。(※後掲Ⅲに詳述)

## Ⅱ 認証評価の抜本的な見直しの具体的方策について

### 1. 目的・必要性

○ 法科大学院の認証評価については、学校教育法に基づき、他の専門職大学院と同様に、その教育研究水準の向上に資するため、評価を受けることが義務付けられているものである。また、法科大学院の認証評価については、これに加え「連携法」において、認証評価機関は、各法科大学院が評価基準に適合しているか否かの認定を行うことが義務付けられているとともに、各法科大学院は、認証評価機関による「適格」との認定を受けるよう努めることとされている。

○ このように、法科大学院については、特に「適格認定」が法律上位置付けられていることや、検討会議においても、認証評価による適格認定の厳格化について言及されていることを踏まえると、認証評価の結果に基づいて各法科大学院の組織見直しが促進されるよう、認証評価の在り方を見直すことは重要と考えられる。

○ 認証評価については、現在2巡目が実施されていることを踏まえ、客観的な指標を適切に活用しつつ、法科大学院の教育の実態や課題の改善状況を実質的に評価し、厳格な適格認定が行われるような見直しを行うことを通じて、その信頼性を更に高めるとともに、認証評価の基準や手続と、組織見直しとの関連付けについて速やかに検討する必要がある。

○ その際、司法試験の合格率を認証評価の基準の中に組み込むこと、あるいは、例えば司法試験の合格率が全国平均の半分未満の法科大学院を対象として特に厳格な評価を行うことなどを含め、客観的な基準と認証評価の関連性の整理に向けた検討が必要で

ある。

- また、法科大学院として将来に向けて改善する能力を有していることの評価や、地域における法曹養成や特定課題への対応などに注力している法科大学院について積極的な評価を行うことも検討が必要である。

## 2. 具体的な改善方策等

- 具体的な認証評価の見直しについては、例えば、下記に掲げるような改善事項に関し、国において、3巡目の評価からの実施を念頭に、検討に着手していくことが求められる。

- ① 司法試験の合格状況、入学者選抜状況など客観的な指標を評価項目に組み込むことや、教員の資質など当該法科大学院の教育活動に関する指標を充実し、法科大学院の実態を的確に判定できるような評価項目を設定すること。（司法試験の合格状況は、法科大学院の教育活動の成果を判定する重要な指標であり、公的支援の見直しでも活用されている。この指標は、学校設置後の活動状況について評価しているものであり、設置基準として直接規定することはなじまないが、認証評価においては重要な判断要素となり得る。）

〔入口、出口に関する客観的な指標の例〕

- ・ 司法試験の合格状況（累積合格率、単年度の合格率、法学未修者の合格状況）
- ・ 入学者選抜状況（競争倍率、入学定員充足率、法学系以外の教育課程出身者や社会人の入学状況）

など

〔法科大学院としての教育活動に関する指標の例〕

- ・ 入学者選抜の適切かつ厳格な実施の状況
- ・ 進級判定や修了認定の適切かつ厳格な実施の状況
- ・ 研究業績を含む教員の資質
- ・ 法科大学院に求められる人材育成に資する教育課程の実施の状況

など

- ② 不適格の判定につながるような重要な評価基準については統一化を図るとともに、評価方法を見直すなどして、不適格の判定が認証評価機関の間でばらつかないようにすること。
  - ③ 課題が深刻な法科大学院については、現在5年に1回となっている認証評価期間の短縮など評価の頻度を高める措置を行うこと。
  - ④ 認証評価機関は、適格と認定した後であっても、必要に応じ、継続的に当該法科大学院の現状を把握するための報告を求め、状況の変化が認められる場合には当該課題の改善を求めることができるようにすること。
- なお、今後、組織見直しを促進するため必要な法的措置の検討が行われる場合には、例えば、組織見直しを検討すべき客観的な基準に該当した法科大学院について、国や評価機関が活動状況を精査し、一定の改善期間を設けた上で、法令上の違反の有無等を確認し、最終的に措置を講じるか否かを判断する仕組みなどが考えられる。ただし、



その際には、認証評価の本来の制度趣旨に鑑み、認証評価の結果が直接、国による措置の適用につながる仕組みとすることについては慎重な検討を要する。

### III 連合・連携、改組転換の促進の具体的方策について

#### 1. 目的・必要性

- 既設の法科大学院が組織見直しによりどのような組織形態に移行していくのかという道筋を提示することが必要である。
- 例えば、連合・連携等のネットワーク化を推進し、法曹養成を行うための教育機関としてふさわしい教育ができる教員や教育プログラムなど教育資源の有効活用を通じて単独では提供できなかった高い水準の教育を提供できる体制への再編や、修了者の就職が見込まれる関連分野の教育研究組織への改組転換が考えられる。

#### 2. 連合・連携、改組転換の在り方

- 促進すべき連合・連携は、司法試験の合格状況や入学者選抜状況等において法科大学院が抱えている課題の解決とともに、教育力の向上に資することが不可欠である。
- 「連合」の形態は、抜本的な組織改革であることを前提に、連合大学院への改組や統廃合を想定することが適当である。
  - ・「連合大学院への改組」

原則、法曹養成教育で成果を挙げることが見込まれる法科大学院を基幹校とし、参加校の協力を得る体制とする必要がある。なお、連合大学院は、単独での法科大学院の存続が困難な状況にある地域における教育機会の確保にも有用である。
  - ・「統廃合」

統廃合によって、教育力が向上するなど課題の解決につながることや、地域に教育拠点を残しながら体制を充実させることなど、実質的な成果がもたらされることが必要であり、課題が深刻な法科大学院間の形式的な統廃合とならないようにすべきである。
- 促進すべき「連携」は、将来の抜本的な組織改革を視野に、共同教育課程の設置や、協定等に基づく学生や教員の派遣／受入れなど実質的な連携となる必要がある。なお、「共同教育課程」は複数の大学がそれぞれ優位性を持つ教育研究資源を結集し、より魅力ある教育の実現を目指すため、参画する法科大学院が有する教員や特色ある教育プログラムなど教育資源を融合させた教育課程となる必要がある。
- 課題が深刻な法科大学院は、連合・連携以外に、法科大学院教育で培った教育上のスキル・ノウハウを活用して、修了者の進路状況等を踏まえ、法曹養成以外を目的とした法学教育をベースとする他の教育組織への改組転換も視野に検討する必要がある。
- なお、学生や教員の派遣／受入れ、インターネット等を活用した遠隔授業等の実施などを含め、教育力の高い法科大学院が課題を抱える法科大学院に対して支援を行うとともに、一定の教育力のある法科大学院間の連携により充実した教育体制を構築でき

るよう、国は大学の自主的な取組を促すための具体的な支援の在り方について検討する必要がある。

### 3. 具体的な推進方策

- 具体的な推進方策については、例えば、下記に掲げるような事項に関し、国において、その実現に向けて取り組んでいくことが求められる。
  - ① 課題を抱える法科大学院に対し、中央教育審議会による改善状況調査を実施するとともに、当該法科大学院と文部科学省との間における定期的な意見交換等を通じた抜本的な組織見直しを促進すること。
  - ② 法科大学院における連合・連携等のネットワーク化に向けた先導的な取組や改組転換につながる取組の類型提示と支援を行うこと。

## IV 組織見直しを促進するため必要な措置の検討に関する課題の整理

- 閣僚会議決定では、公的支援の見直しの更なる強化策等を講じても「一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとし、その具体的な在り方については、大学教育の特性に配慮しつつ、閣僚会議において2年以内に検討し、結論を得る」とされている。
- 法科大学院の組織見直しについては、大学の自主性を尊重することが求められるところであり、法的措置を設ける前の段階で、課題が深刻な法科大学院において自主的な組織見直しに取り組むこと、また、文部科学省において組織見直しを促進するため必要な措置を講じることが必要である。それでもなお、一定期間内に組織見直しが進まない場合には、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとなるが、その際に大学教育の特性への配慮として考慮すべき要素など、現時点における課題について、以下のように整理を試みたところである。これらの点については、今後の政府における検討動向に合わせて引き続き詳細な検討を要するものとする。
  - ・ 目指すべき法曹人口や予備試験制度の検討状況など、法曹養成制度全体の在り方との関連
  - ・ 考えられる法的措置がそれぞれ法曹養成制度にどのような効果や影響を及ぼすのかなど、メリット・デメリットの整理
  - ・ 課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院が、設置認可を受けていることを前提として、これに対しとり得る法的措置の在り方
  - ・ 法的措置の対象となる法科大学院の認定に関する基本的な考え方や具体的な基準の在り方
  - ・ 法的措置が講じられた後の当該法科大学院の位置付けや組織の在り方

# 法科大学院の組織見直し促進に関する答申・報告等（抜粋）

## I 政府全体における検討状況

### 「法曹養成制度改革の推進について」（平成 25 年 7 月 16 日 法曹養成制度関係閣僚会議）

#### 第 4 法曹養成制度の在り方

##### 2 法科大学院について

(1) 法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たし、それにふさわしい教育の質を確保する観点から、以下の措置を講ずる。

ア 文部科学省において、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「中教審」という。）の審議を踏まえ、1年以内に、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策を検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

イ 閣僚会議の下で、課題を抱える法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について、上記文部科学省の公的支援の見直し強化策をも踏まえて、1年以内に検討し、結論を得る。

法務省は、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

また、最高裁判所においても、同様に教員派遣の見直し方策を実施することが期待される。

ウ 上記ア、イの施策を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとし、その具体的な在り方については、大学教育の特性に配慮しつつ、閣僚会議において2年以内に検討し、結論を得る。

(2) 文部科学省において、法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院についてその先導的な取組に必要な支援を1年以内に検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

### 「法曹養成制度検討会議取りまとめ」（平成 25 年 6 月 26 日 法曹養成制度検討会議）

#### 第 3 法曹養成制度の在り方

##### 2 法科大学院について

(1) 教育の質の向上，定員・設置数，認証評価

・ 個々の法科大学院についてみると、充実した教育を行い、修了者のうち相当程度が司法試験に合格している法科大学院もある一方で、司法試験合格率が低く、入学者数が定員を大きく下回るなど課題を抱える法科大学院もあり、法科大学院間のばらつきが大きい。教育状況に課題がある法科大学院は、教育の質を向上させることが必要である。また、法科大学院は、前述の使命を果たし、それにふさわしい教育を行うものであることが求められるという観点から、課題を抱える法科大学院については、定員削減や統廃合などの組織見直しを更に促進する必要がある。

・ 今後の法科大学院の統廃合や定員削減については、まずは、法科大学院が全体としてこれまで司法試験合格者を相当数輩出してきた事実を踏まえて検討すべきである。

（次ページに続く）

- 現在の教育力に比して定員が過大な法科大学院が相当数あり、また、全体としても定員が過大であるといわざるを得ない。教育の質を向上させる努力を払いつつも、まずは教育力に見合った適正な定員削減を行うべきである。そこで、入学定員については、現在の入学定員と実入学者数との差を縮小していくようにするなどの削減方策を検討・実施し、法科大学院として行う教育上適正な規模となるようにすべきである。その上で、その後は法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法試験合格者数の推移等を見つつ、定員の見直しを行うべきである。
- 文部科学省においては、司法試験合格率や入学競争倍率などにおいて深刻な課題を抱える法科大学院の自主的な組織見直しを促進するために、公的支援見直しを実施しており、これまでに8校が学生募集停止を実施又は公表しているものの、いまだ深刻な課題を抱える法科大学院は存在していることから、現行の施策の効果を見極めつつ、これを更に促進する方策を加速・強化するとともに、連携強化や改組転換等を促すなど積極的な改善策についても進める必要がある。また、このような課題を抱える法科大学院への裁判官及び検察官等の教員としての派遣についても、同様に見直しを行うべきである。
- 教育状況に課題のある法科大学院については、公的支援の見直しの更なる強化をはじめ、その浮揚に向けた総合的方策を展開し、組織見直しを加速させる。こうした施策を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとする。法的措置の内容を含めた具体的な制度の在り方については、大学教育の特性に配慮するとともに、認証評価による適格認定の厳格化など認証評価との関係にも留意し、司法試験合格状況、教育状況その他法的措置を行う際の指標の在り方も含め、第4で述べる新たな検討体制において検討し、2年以内に結論を得るべきである。  
なお、法科大学院の地域的配置や夜間開講等の特性を有する法科大学院に対する配慮についても検討が必要である。
- 上記のような課題を抱える法科大学院の自主的な取組の促進と合わせて、法科大学院の浮揚に向けた総合的方策を展開することも必要である。法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院については、特色ある教育等の取組を先導的に行うことや、教育資源を有効活用した改組転換、法科大学院間の連携・連合等のネットワーク化を推進するために必要な支援を行うべきである。

## II 中央教育審議会におけるこれまでの検討状況

### 「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について（提言）」

（平成 24 年 7 月 19 日 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会）

#### <課題を抱える法科大学院における取組の促進>

課題を抱える法科大学院についての具体的な改善方策として、個々の法科大学院の取組の促進を行うことが重要であり、特別委員会報告において提言された施策の実施状況に関するフォローアップのため、本特別委員会が現在実施している改善状況調査については、対象とする法科大学院を絞り込み、重点的に書面調査・ヒアリング・実地調査を実施することが適当である。

また、文部科学省においては、上記調査で浮き彫りになった課題等への改善の取組を明らかにさせるなど、課題を抱える法科大学院に対する改善計画の提出要請・ヒアリング・公表を実施することも考えられる。その際、法科大学院が法曹養成のための専門的教育機関として設置されたものであり、かつ、原則としてその修了者のみ司法試験の受験資格が認められていることを踏まえれば、入学者や修了者の質の確保とともに、司法試験の合格状況も重要な指標の一つとして考慮される必要がある。なお、その場合、現在の司法試験の合格状況については、法科大学院教育と司法試験の在り方との間にギャップがあるのではないかと指摘があることにも留意する必要がある。

さらに、今後多くの法科大学院が 2 巡目の認証評価を受ける時期に入るが、その際、不適格認定を受けた法科大学院に対しては、不適格と判断される原因となった事項の改善が図られるまで、文部科学省から継続的に報告・確認を求めるなどの取組を実施することが適当である。

#### <法科大学院に対する公的支援の更なる見直し>

また、課題のある法科大学院の組織見直しを促進するため、平成 22 年 9 月に文部科学省から発表された「公的支援の見直しについて」は、平成 24 年度予算より 6 大学を対象として実施されることとなっている。

現行の仕組みでは、法科大学院への入学者選抜における競争倍率と司法試験の合格率等の 2 つの観点を指標としているが、現在、競争倍率の確保を重視することなどにより、定員充足率が 5 割に満たない状態が継続している法科大学院が多く見られるなど、入学定員と実入学者数が大きく乖離する事態も生じている。その是正を図るという観点から、上記指標に加え、法科大学院の入学定員の充足状況を新たな指標として追加する方向で、文部科学省において速やかに検討し、公表・実施することが必要である。

ただし、そのように新たに入学定員の充足状況を指標に追加するに当たっては、課題を抱える法科大学院において入学者の質の確保が軽視されることにならないよう指標の組み合わせなどに工夫が必要である。

また、新しい指標の適用方法や更なる見直しの開始時期については、入学者選抜の実施等において現場に無用の混乱が生じないよう配慮することが必要である。

#### <組織改革の加速に向けた取組>

具体的な改善方策としては、上記に示した課題を抱える法科大学院を中心とした入学定員の更なる適正化を進めるとともに、抜本的な組織見直しに向けた取組が促進されるようにすることが必要である。

（次ページに続く）

文部科学省においては、国公立の法科大学院を対象に、各大学における改革の参考となるような、組織見直しに向けたモデル及びそのための推進方策を提示することにより、共同教育課程や連合大学院、統合等の自主的・自律的な取組が促進されるようにすることが必要である。

なお、抜本的な組織見直しの検討を行う際には、当該地域における法曹養成の在り方についても留意した施策を併せて検討することが必要である。例えば、学部教育の充実、他の法科大学院との連携・協力関係の強化、地方自治体等との協力などが考えられる。

#### <質の高い教育環境の確保>

(中略) また、昨今、入学者が一桁の人数に留まるなど極端に学生数が少ない法科大学院が見られるなど、同一学年における学生数も減少していることから、双方向的・多方向的な授業等を効果的かつ継続的に実施するとともに、異なる意見や見識を持った複数の学生が、互いに影響を与え合う学習環境を維持するという点で危惧が生じている。そのため、特に、双方向的・多方向的な授業を有効に実施するために必要なクラスの適正規模など法科大学院における学生数の在り方について検討が必要である。

#### <認証評価結果の主体的な活用を通じた改善>

各法科大学院にとって2回目の認証評価が、見直しが行われた評価基準・方法に基づいて実施される中で、各認証評価機関においては、形式的な評価に留まることなく、教育の質についての実質的な評価を実施するよう努めるとともに、各認証評価機関の評価基準・方法については引き続き更なる改善に向けた検討を進めていくことが求められる。

その際、各認証評価機関では、特に適格認定に当たって、その公平性・公正性が確保され、認証評価への信頼が得られるよう留意することが重要である。

また、文部科学省においては、今後行われる認証評価の実施状況やその結果について報告を受け、情報収集・分析等を行うことを通じて、見直された認証評価の仕組みが適切に運用されているかどうかを把握し、必要に応じて更なる改善方策を検討することが必要である。さらに、各法科大学院においては、その評価結果をより積極的かつ主体的に法科大学院教育の改善に活用すべきである。

### Ⅲ 与党における検討状況

#### 「法曹養成制度についての中間提言」(平成 25 年 6 月 18 日 自由民主党政務調査会司法制度調査会)

第 5. 法科大学院の在り方(存在意義、定員、数、既習未習、内容、法学部)

(2) 法科大学院の入学人数は、年々減少を続け、ここ 2 年は実際の定員数を大幅に下回っており、平成 25 年度では 2698 名となっている。このような状況を考えれば、現在の 4200 名強の定員は過大であるというべきであり、近年の実入学人数を考慮した上で再検討すべきである。さらに、上述の通り、司法修習制度の受け入れ可能人数との比較も含めて決定される合格人数との関係において、法科大学院修了者の 7～8 割程度は最終合格するような考慮も不可欠である。

(3) 法科大学院の評価を司法試験の最終合格者数のみで判断すべきではないとの意見もあるが、他方で合格率が著しく低い場合には、学生が集まらず、良質な教育の維持が困難になるという現実もある。当調査会においては法科大学院数を絞り、予算等の資源を集中すべきであるという意見が多数を占めた。

したがって、当調査会としては、今後 2 年間に於いて、累積の司法試験合格数および割合、教育内容、地域バランス等を考慮し、現在文科省が検討している優良校への優遇措置や、人的・財政的支援の削減措置などを強化した上、改善を求める法的措置等により、法科大学院の再編・統合が進むという方向性をしっかりと取るべきことを提言する。その際には、法科大学院の連携やネット事業化等の手段により、存続を断念した法科大学院の良い成果を存続する法科大学院が引き継ぐことができるように配慮すべきである。

なお、法科大学院に対する法的措置については、法科大学院認可時の経緯を指摘しつつ、特に私学に対して廃止の強制は困難であるという意見が多かったことにも留意する。

#### 「法曹養成に関する提言」(平成 25 年 6 月 11 日 公明党法曹養成に関するプロジェクトチーム)

第 3 法曹養成制度の在り方

1 法科大学院

○ (中略) そのため、例えば、司法試験の累積合格率を 7～8 割とすることを目指し、実入学人数に合わせて定員数の削減を行うとともに、教育状況に課題のある法科大学院の統廃合を進める必要がある。

○ 改善の見込みが乏しい法科大学院の統廃合を進めるだけでは法科大学院の定員削減効果は限定的であること、大規模法科大学院においても定員削減を通じて教育の質の向上を図る必要が認められることから、定員削減については、大規模校を含めた法科大学院全体を見渡しての検討が必要である。

○ 法科大学院の統廃合については、補助金の削減を背景とするなどした文科省の行政指導によってこの間相当な努力が行われてきたにもかかわらず、その効果はいまだ限定的であり、行政指導を通じて大胆な統廃合を早急に進めることには限界があるとの指摘もある。したがって、法的根拠をもった統廃合促進策についても早急に検討を進め、行政指導によって一定期間内に十分な統廃合が進まない場合には、その導入を図る必要がある。その際、統廃合の基準としては、司法試験合格率だけでなく、冒頭に述べた司法制度改革審議会意見書の趣旨と法科大学院の理念にもとづき、多様なバックグラウンドを有する人材を受け入れるなどし、多様化・高度化する新しい社会のニーズに応える法曹を輩出しているかといったことを、判断要素とする仕組みを工夫すべきである。

(次ページに続く)

- 地方の法科大学院は、司法制度改革審議会が提唱した全国適正配置の観点からも、重要な意義を担っている。(中略)また、法科大学院の統廃合に際しても、このような地方法科大学院の意義を踏まえた配慮を行うべきである。
- 夜間開講の法科大学院は、社会人経験者など多様なバックグラウンドを有する人材を法曹界に受け入れるために重要な意義を担っており、司法制度改革審議会意見書も、その整備を提唱している。また、この間の合格率の低下等の状況の下、社会人が職を辞して法科大学院に入学することが徐々に困難となってきたなか、仕事を続けながら法曹を目指す方策として、夜間開講の法科大学院の意義は一層大きなものになっているとも評価できる。(中略) 法科大学院の統廃合に際しても、このような夜間開講法科大学院の意義を踏まえた配慮を行うべきである。
- 法科大学院の認証評価制度については、法科大学院の質の向上に一定の役割を果たしてはいるものの、深刻な課題を抱える法科大学院が少なからず存在する現状において、制度本来の役割を十分に果たし切れていないのではないかと指摘も存する。したがって、法科大学院の質の改善と教育状況に課題のある法科大学院の淘汰に向けて実質的に機能し得るよう、認証評価制度の抜本的な再検討を行うべきである。

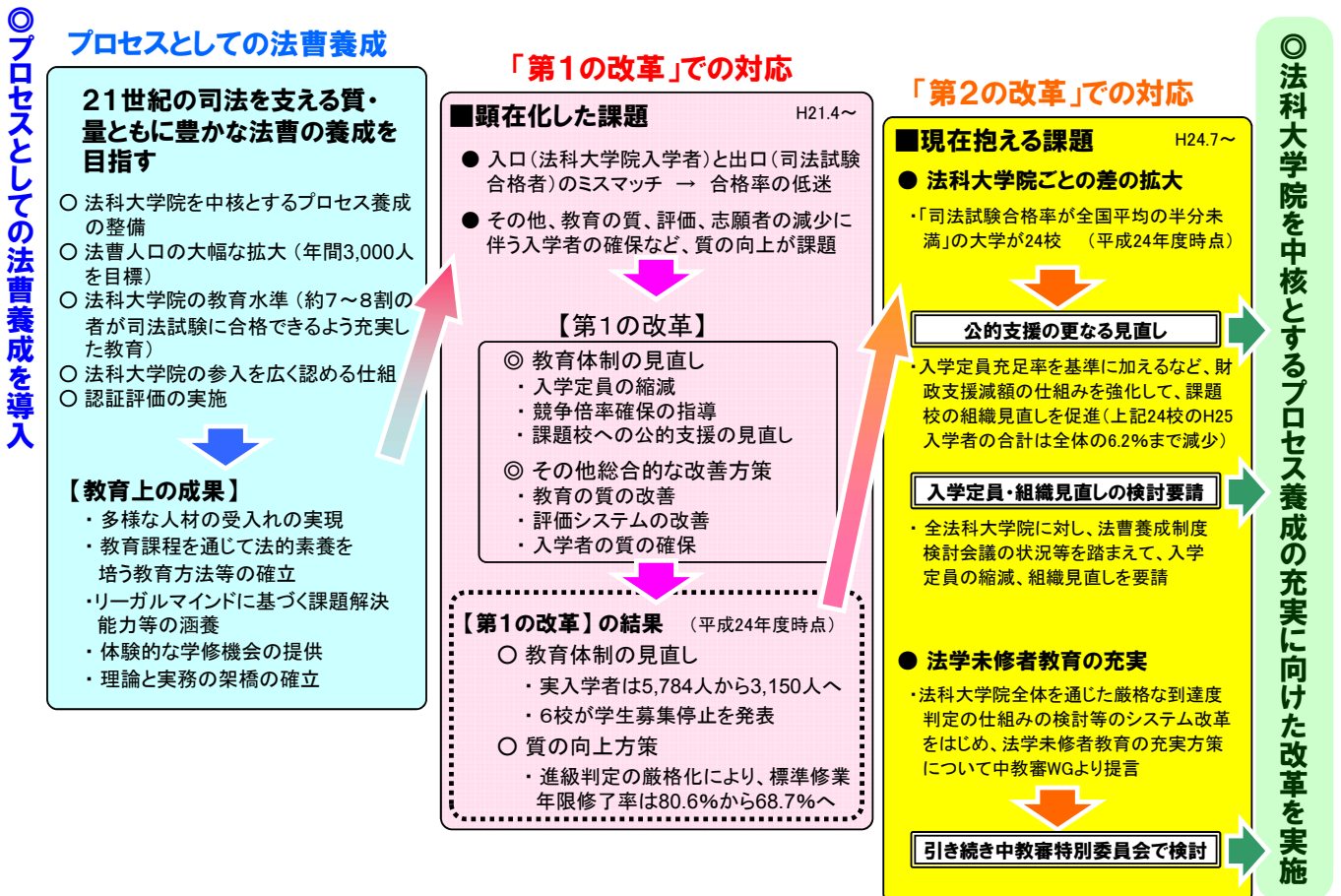


## 参考資料集

- これまでの取組について
  
- 法科大学院の現状について
  
- 改善方策について
  
- 参考① 法科大学院の認証評価について
  
- 参考② 法科大学院間の連合・連携

# これまでの取組について

## 法科大学院改革のこれまでの推進状況



# 平成13年6月の司法制度改革審議会意見書の主なポイント

**現在の法曹養成制度は、旧来の制度に対する反省の上に立って、21世紀の司法を支える質・量ともに豊かな法曹を養成するための仕組みとして、新しい取組を含めて設計され、今日運用されている**

## 1. プロセス養成の整備

- 司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備すべき。

⇒ 法科大学院を中核とする法曹養成制度が整備され、H16年度から運用

## 2. 法曹人口の大幅な増加

- 法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22(2010)年ころには新司法試験の合格者数の年間3,000人達成を目指すべき。

⇒ H20年試験で、2,000人を達成した後は、ほぼそのまま推移

## 3. 法科大学院の教育水準

- 法科大学院修了者のうち相当程度(例えば約7~8割)の者が新司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うべき。

⇒ H25年試験において、単年度合格率で、約26%  
累積合格率で、約45%

## 4. 法科大学院の参入の仕組み

- 法科大学院の設置は、関係者の自発的創意を基本としつつ、基準を満たしたものを認可することとし、広く参入を認める仕組みとすべき。

⇒ 最大74大学/5,825人(H18年度定員)に対し、現在、  
・入学定員4,261人、  
・実入学者数2,698人に縮減

## 5. 認証評価の実施

- 適切な機構を設けて、第三者評価(適格認定)を継続的に実施すべき。

⇒ 法科大学院の認証評価機関として3機関が認可を受け、現在2巡目の認証評価を実施中

# 「プロセスとしての法曹養成」の導入に向けた改革

## プロセス養成導入の狙い

21世紀の司法を支える質・量ともに豊かな法曹の養成を目指す

量的な問題

- 先進諸国と比較して、法曹人口が少なく、今後の法曹需要の増大への対応が急務
- しかし、大幅な合格者数増を、質を維持しつつ図ることは大きな困難

質的な問題

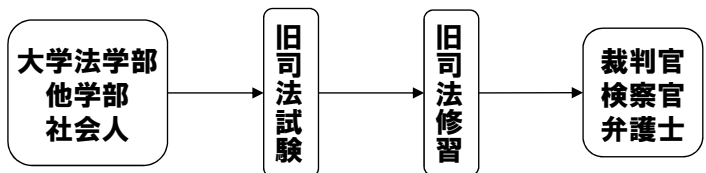
- 司法試験の競争激化のため、受験予備校への依存が顕著、法曹の資質の確保に重大な影響
- 専門的な法知識を確実に習得させ、それを批判的に検討し、発展させていく創造的な思考力、法的分析能力や法的議論の能力等を育成するには、「大学」において教育を行うことが効果的

上記問題を解決するため、

- ◎ 従来の点のみによる選抜から、プロセスとしての法曹養成制度を新たに整備
- ◎ その中核として法科大学院を設ける

## かつての法曹養成制度

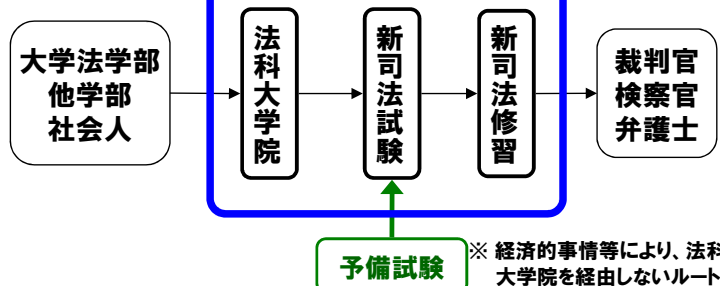
点(試験)のみによる選抜



司法制度改革

## 新しい法曹養成制度 (H16年度~)

プロセスによる養成



# プロセス養成の導入による教育的な効果

プロセス養成の導入・運用の結果、以下に掲げる**教育的な効果が実現**できるようになった

## 1. 多様な人材の受入れの実現

- 法科大学院がなければ他学部出身の自分は法律家になろうとは思わなかった。多くの人にチャンスを与える制度。
- 社会人学生がいることで、限られた時間で効率よく学習する姿勢や、様々な社会経験を学ぶことができる。

## 2. 教育課程を通じて法的素養を培う教育方法等の確立

- 法科大学院の教育においては、多角的な側面から一つの事象を検討することで法的能力を涵養する機会となっている。
- 昔は大教室の授業に加えて予備校に通っていたが、今の法科大学院生は少人数で密度の濃い授業を受けている。

## 3. リーガルマインドに基づく課題解決能力等の涵養

- 法科大学院で学んだリーガルマインドで、過去の判例がないものを解決する、考える力がついてきた。
- 法科大学院は、利害特定能力、利害調整能力、論理的説得能力という社会のあらゆる場面で機能する、価値の高い能力を学ぶ場となっている。

## 4. 体験的な学修機会の提供

- エクスターンシップでは、「紙一枚でその人の人生が決まる」という状況等を経験し、プロフェッショナルとして自分が人に影響を与えることになるという心構えを学んだ。
- NGOのエクスターンシップを通じて、国際的な人権活動にどう役立てるか、自分のキャリアをしっかりと考える機会となった。

## 5. 理論と実務の架橋の確立

- 実務家となった場合に問題をどう解決するか、現場において事情が複雑に絡まったものをどう解きほぐしていくかというところを教えてくれる。
- 実務家と研究者が共同で教えてくれるリーガルクリニックは法科大学院でないとできない。

※法曹養成制度検討会議や法曹の養成に関するフォーラムにおける視察、ヒアリングでの意見等をもとに作成

# 「第1の改革」における主な課題とその対応

制度創設後、①**司法試験合格率の低迷**とともに、②**関連する教育の質の保証等の課題**が生じたため、21年中教審報告を踏まえ、**教育体制の見直しと教育の質の確保など総合的な改善**を実施

## 課題1： 入口(法科大学院入学者)と出口(司法試験合格者)のミスマッチによる合格率の低迷

### ➡【改善策1】教育体制の見直し

- ① 平成22年度の入学定員の見直し等の促進
- ② 入学者選抜における競争的な環境(競争倍率2倍以上)の確保の徹底
- ③ 課題を抱える法科大学院に対する公的支援の見直し(H22年9月に決定、H24年度予算より適用) 等

## 課題2： 上記課題1に関連する諸課題

### ➡【改善策2】教育の質の改善

- ① 共通的な到達目標モデルの設定
- ② 法律基本科目の量的・質的充実(法学未修者1年次の法律基本科目を6単位増加等)
- ③ 成績・進級判定の厳格化 等

### 【改善策3】評価システムの改善

- ① 認証評価において、厳格な成績評価、司法試験の合格状況等を重点的に評価
- ② 評価機関の間での不適格認定の基準・方法の改善
- ③ 改善の進捗状況のフォローアップ体制の構築 等

### 【改善策4】入学者の質の確保

- ① 志願者の減少を踏まえ、入学定員の見直しなどにより、入学者選抜における競争的な環境(競争倍率2倍以上)を確保
- ② 適性試験の総受験者の下位15%程度の人数を目安とした、統一入学最低基準の設定 等

# 入学定員の適正化の経過（法科大学院全体の状況）

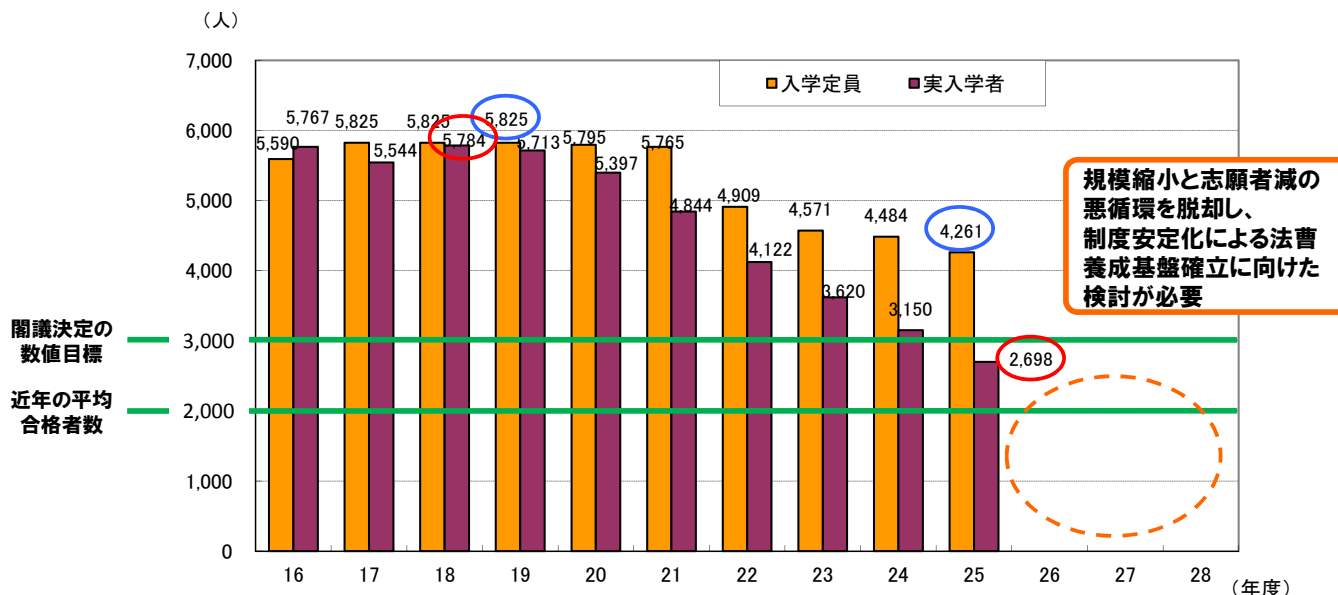
① **入学定員の削減**：平成22年度から、全ての法科大学院が削減（約30%の減）

② **競争倍率の確保**：合格者数を抑制し、実入学者数も、大幅減少（50%強の減）

③ **入学定員充足率の確保などを通じた入学定員と実入学者数の差を縮小する方向での定員削減の促進**



入学定員と組織見直しの在り方に関する方策の検討



(注) グラフ中、「青い囲み」は入学定員のピーク時から現在までの減少の推移、また、「赤い囲み」は実入学者数のピーク時から現在までの減少の推移

## 「教育の質の改善」の進捗状況

■ 共通的な到達目標モデルの提示を通じて、修了者の質保証を目指す

① 共通的な到達目標モデルの提示

・法科大学院修了者が共通に備えておくべき能力等の到達目標モデルが作成され、全法科大学院に対し提示

本モデルに基づき、現在、**52校**が到達目標を策定、もしくは策定予定

■ 成績評価・修了認定の厳格化を目指す

② 成績評価・修了認定の厳格化の推進

【進級制導入】

H18年度 76% ⇒ H24年度 99%  
(56大学) (72大学)

【標準修業年限修了者の割合】

H18年度 80.6% ⇒ H24年度 68.2%  
(4,383人) (2,814人)

■ 法律基本科目の量的・質的な充実を目指す

③ 法律基本科目を6単位まで増加できる省令改正

・法科大学院において、特に、法学未修1年次の法律基本科目の履修登録単位数を6単位増加できるよう省令を改正

(平成22年4月施行)

この省令改正を踏まえ、現在、**50校**が法学未修1年次の履修上限単位数を増加

# 「評価システムの改善」の進捗状況

## ■ 法科大学院の認証評価について、評価基準・方法を改善

### ④ 認証評価の改善のための省令等の改正

#### ● 省令改正（平成22年4月施行）

##### 〔評価項目の改善〕

- ・ 司法試験の合格状況を含む修了者の進路に関する事項を新たな評価項目として追加
- ・ 入学者の適性の適確かつ客観的な評価、専任教員の適切な配置、体系的な教育課程の編成など、より詳細な内容について評価が行われるよう改正

##### 〔評価方法の改善〕

- ・ 評価方法について、特に重要と判断した項目の評価結果を勘案しつつ、総合的に評価するなど、適切な適格認定を行うことができる評価方法となるよう改正

#### ● 認証評価機関の評価基準改正

- ・ 3つの認証評価機関において、上記省令改正を踏まえ、評価基準を改正

## ■ 課題を抱える法科大学院の改善状況について、その進捗状況のフォローアップ体制を構築

### ⑤ 中央教育審議会による改善状況調査の実施

- ・ 平成21年から「第1の改革」を踏まえた個別の法科大学院の教育の改善状況について、中教審法科大学院特別委員会の下に設置したWGが調査を実施
- ・ これまで、書面調査・ヒアリング・実地調査を通じて計7回の調査を実施し、その結果を公表することで、個別の法科大学院の教育改善に係る取組を促進。
- ・ 直近の調査では、**32大学**を対象に、重点的・継続的なフォローアップを実施

# 法科大学院教育の改善に向けた「第2の改革」の推進

中教審 法科大学院特別委員会『法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について』（平成24年7月19日）

### 課題① 法科大学院間の差の拡大

- 司法試験合格率（累積）に大きな差が存在
  - ・ 指標を超える大学の平均は約50%（既修は約60%）
  - ・ 指標を下回る大学の平均は約15%（既修は約30%）  
（※指標＝平均合格率の半分を仮指標に設定）
- 競争倍率が2倍未満の法科大学院が13校存在

### 課題② 法学未修者と法学既修者間における差の拡大

- 標準修業年限修了率は、法学既修者と法学未修者で差が拡大（既修者約9割、未修者約6割）
- 司法試験の累積合格率は、既修者は6～7割程度、未修者は3～4割程度（ただし未修者の合格者数は増加）

政府全体における制度の在り方に関する検討を待たずに対応できる実施上の課題について改善方策の速やかな検討・実施が必要

## 【今後の改善方策】

### 1. 課題を抱える法科大学院を中心とした入学定員の適正化、教育体制の見直し等の取組の加速

- 課題を抱える法科大学院へのフォローアップ等の対応を強化
- 法科大学院への公的支援について、入学定員の充足状況を新たな指標とするなど更なる見直しを実施
- 組織改革の加速が促進されるよう、組織見直しのモデル及びその推進方策を提示

### 2. 法学未修者教育の充実

- 法学未修者教育に関する優れた取組の共有化を促進
- 効果的な授業等の教育手法の確立や入学前の教材開発など、法学未修者教育の充実方策を検討するための新たなWGを設置

### 3. その他の改善方策

#### 法科大学院教育の成果の積極的な発信

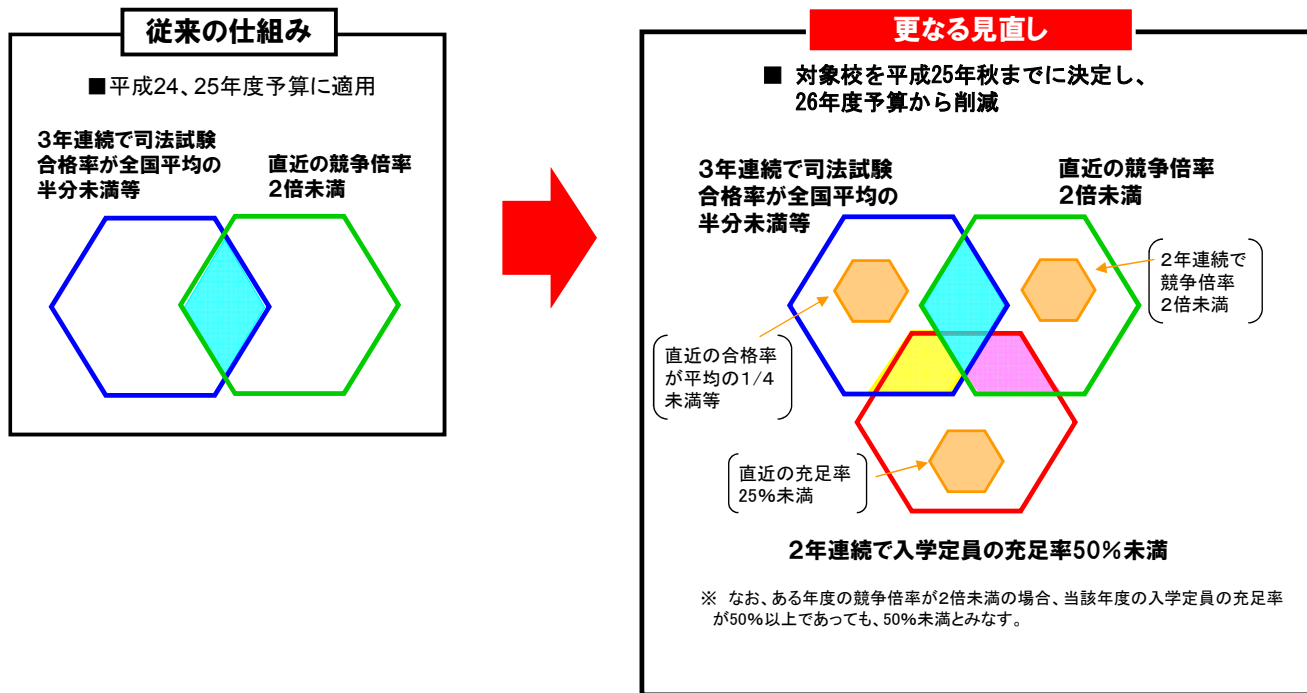
- ・ 法科大学院の教育の成果を広く社会に発信する取組を促進
- ・ 法科大学院修了者が広く社会で活躍できるよう支援するため、進路状況の正確な把握、就職支援の充実方策を推進

#### 法科大学院教育の質の改善等の促進

- ・ 適性試験の内容等の検証など入学者選抜の改善を推進
- ・ 教員の資質能力向上の取組の充実、実務家教員の配置割合や適正なクラス規模の検討など質の高い教育環境を確保
- ・ 認証評価結果の積極的な活用を通じた法科大学院教育の改善を促進
- ・ 司法修習終了直後の法曹有資格者に対する支援など法科大学院による継続教育への積極的な取組を促進

# 公的支援の見直しについて

- 課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進するため、平成22年9月に法科大学院への「公的支援の見直し」を決定。更に新指標を加えるなど、平成24年9月には「公的支援の更なる見直し」を決定。



【用例】公的支援の見直し対象校の削減額 ※国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金の一部を減額

<p><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: cyan; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span>の部分の削減額は、現行通りとする</p> <p><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: yellow; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span>の部分の削減額は、現行の1/2</p>	<p><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: magenta; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span>の部分の削減額は、現行の1/4</p> <p><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: orange; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span>の部分の削減額は、現行の1/8</p>
--	--

## 公的支援の見直しの対象となった法科大学院

### 公的支援の見直し（平成22年9月公表）

#### 平成24年度対象

- 司法試験の合格率及び入学者選抜の競争倍率の指標に該当:6校  
【私立】大宮法科大学院大学、関東学院大学、大東文化大学、桐蔭横浜大学、東海大学、明治学院大学

#### 平成25年度対象

- 司法試験の合格率及び入学者選抜の競争倍率の指標に該当:4校  
【国立】島根大学  
【私立】愛知学院大学、大東文化大学、東海大学

### 公的支援の更なる見直し（平成24年9月公表）

#### 平成26年度対象

- ①司法試験の合格率及び入学者選抜の競争倍率の指標に該当:2校  
【私立】愛知学院大学、大東文化大学
  - ②司法試験の合格率及び入学定員の充足率の指標に該当:6校（削減額は①の1/2）  
【国立】鹿児島大学  
【私立】久留米大学、駒澤大学、東海大学、日本大学、福岡大学
  - ③入学者選抜の競争倍率及び入学定員の充足率の指標に該当:4校（削減額は①の1/4）  
【私立】甲南大学、中京大学、白鷗大学、名城大学
  - ④単独の指標の値が著しく低い場合に該当:6校（削減額は①の1/8）
    - ・司法試験の合格率が著しく低い場合 【私立】京都産業大学、國學院大学、獨協大学、龍谷大学
    - ・入学定員の充足率が著しく低い場合 【国立】島根大学  
【私立】神奈川大学
- } 計18校

下線：前年度も対象となっている法科大学院

# 「法学未修者教育」の現状

法学未修者は、法学既修者に比べて、**司法試験合格率**や**標準修業年限終了率**が低迷しており、多様なバックグラウンドを有する人材の確保が困難となる恐れがある。

## 法学未修者の現状

### 司法試験の累積合格率

既修者： 約60%~70%

未修者： 約30%~40%

### 標準修業年限終了率

既修者： 約90%

未修者： 約50%

多様なバックグラウンドを持った人材の確保に支障をきたす

## 法学未修者教育の充実方策(中教審)①

中教審WGにおいて、法学未修者教育の充実に向けて、以下の**3つの観点から『システム改革』**を検討

### (1) 法科大学院全体を通じた厳格な到達度判定の仕組みの検討

#### 〈検討の狙い〉

- ① 法的素養・思考力等の修得程度を、教育課程の各段階で客観的に把握し、その後の教育指導に活用
- ② 次年次に進級し、新たな学修に取り組むことが適当かを厳格に判定できる新しい体系的な仕組みの導入の検討

改革案

- 2年次進級時に、「共通到達度確認試験(仮称)」を導入するなど厳格な進級判定の仕組みの検討
- 3年次進級時に、その後の学修に必要な法的知識・能力の修得を厳格に判定する仕組みの検討

### (2) 基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための改善の検討

#### 〈検討の狙い〉

- 学修の出発点である1年次に、公法系・民事系・刑事系の基本的な法律基本科目をより重点的に教育することで、法学の基礎・基本の修得の徹底を図る

改革案

- 1年次は憲法・民法・刑法など基本的な法律科目をより重点的に教育
- 他学部における学修経験や実務経験・社会経験等を考慮し、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目の履修を一部免除することができる仕組みを検討

### (3) 法学未修者に対する入学者選抜の改善の検討

#### 〈検討の狙い〉

- 入学者選抜で、法律の試験を実施しないため、入学後に、法学になじめない者が一部生じる現状の改善

改革案

- 入学者選抜において、法的なセンスの判定精度を高めるための手法等の改善・見直しの検討



## 法学未修者教育の充実方策(中教審)②

中教審WGにおいて、「入学前」、「入学後」、「卒業後」という一連の流れを通じて、多様な学生に対し、きめ細やかな指導や学修支援などの充実方策を推進

### ■入学前から卒業後を一貫した充実方策について

#### (1)「入学前」における充実方策

- 法科大学院志望者への入門的な教育機会提供の促進
- 法科大学院入学予定者に対する学修支援の促進 等

##### 【主な方策例】

- ・ 法学に関する入門教材の作成や、インターネット等を活用した法学講座の配信
- ・ 入学前ガイダンスの実施や、入門用の基本書・教材の紹介及び学修の奨励 等

#### (2)「入学後」における充実方策

- 到達目標の設定や法学の基礎・基本の徹底など教育内容の改善
- 講義の適切な活用や小テスト・ICT等を活用した学修定着・理解度把握の推進など教育方法等の改善 等

##### 【主な方策例】

- ・ 講義形式を中心とする基礎的な授業科目の充実や、法的文書作成に係る授業科目の設定
- ・ ICT等を利用し、授業科目の単元毎に小テスト、中間テスト等の実施 等

#### (3)「卒業後」における充実方策

- 修了生への学修支援や卒業後の動向把握・就職支援等の充実 等

##### 【主な方策例】

- ・ 修了生に対する授業や学校施設の開放の促進や、就職支援を含む相談体制の確立・充実 等

#### (4) 充実した教育体制・支援体制の整備

- FDなど教員の資質向上の促進や、昼夜開講・長期履修制度の活用といった教育支援体制の整備 等

##### 【主な方策例】

- ・ 国内外からの外部講師の招聘、着実な教育成果をあげる法科大学院の授業見学などのFD活動
- ・ 地域ごとにいくつかの法科大学院が共同した夜間開講コースの充実 等